

令和元年度に発生した豪雨及び台風等によって被災された事業者向け

平成30年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」

平成31年度当初予算「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」

被災事業者の事業実施期間延長の取扱いについて

令和元年 11 月 15 日

全国中小企業団体中央会

平成30年度補正予算「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」、平成31年度当初予算「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」の採択事業者であり、令和元年度に発生した豪雨及び台風等によって被災された方にご連絡いたします。

被災され、事業実施期間内の事業完了が困難と見込まれる事業者の方は、担当となる地域事務局、ブロック地域事務局へ下記の書類を提出することにより、事業実施期間を最大で令和2年2月20日（木）まで延長することが可能となります。

記

1. 対象となる被害の種類

【直接被害】

- (1) 事業の実施場所が直接被害を受け、事業の遂行が困難
- (2) 事業の実施場所以外の事業所等が直接被害を受け、その影響で事業の遂行が困難

【間接被害】

- (3) 電気、水道、道路などのインフラが遮断され、操業がままならない
- (4) 導入予定の設備のメーカーが被災し、納期に遅れが生じる見込み
- (5) 事業の遂行に必要な従業員が被災し、労働力が確保できず執行体制が整わない
- (6) その他の理由（※この場合、事前に担当の地域事務局までご相談ください）

2. 必要な書類

- (1) 事故等報告書（担当の地域事務局まで様式をご請求ください）
- (2) 上記1. で示した被害の種類ごとに必要な添付書類

※ 上記（1）の事故等報告書の様式中に記載のある書類を添付してください。

なお、1. で示した被害の種類が「（6）その他の理由」の場合は、地域事務局から指示のあった書類を添付してください。

3. 手続きの手順

- (1) まず、地域事務局、ブロック地域事務局に補助金の交付申請を行い、交付決定を受けていることが必要です。

※ 2次公募にて採択された事業者の方のうち、交付申請の準備中である場合は、各地域事務局

または各ブロック地域事務局にご相談ください。

- (2) 交付決定後、上記2. 記載の書類を地域事務局、ブロック地域事務局に提出してください。
- (3) (1)(2)により、事業実施期間を最大で令和2年2月20日(木)まで延長することができます。

4. その他

手続きの詳細については、各地域事務局(平成30年度補正予算事業)、各ブロック地域事務局(平成31年度当初予算事業)にご相談ください。

全国事務局(全国中小企業団体中央会)

電話：平成30年度補正予算事業 03-6280-5560

平成31年度当初予算事業 03-3523-4908